

山口県報

平成19年
10月12日
(金曜日)

目 次

規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県恩給給与細則の一部を改正する規則(職員厚生課)……………一

山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課)……………一

温泉法施行細則の一部を改正する規則(薬務課)……………二

山口県子育て文化審議会規則(こども未来課)……………七

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築指導課)……………七

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則(建築指導課)……………七



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十七号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三百一条第二号ロ(2)の表中

山口県労働審議会

労働者の福祉、雇及及び就業の促進並びに職業能力の開発に関する事項について調査及び建議に関する事務

策労働政

部働労工商

を

山口県子育て文化審議会

子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに子育て支援・少子化対策に関する施策についての建議に関する事務

こども未来課

部社福康健

に改める。

山口県労働審議会

労働者の福祉、雇及及び就業の促進並びに職業能力の開発に関する事項について調査及び建議に関する事務

策労働政

部働労工商

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十八号

山口県恩給給与細則の一部を改正する規則

山口県恩給給与細則(昭和三十二年山口県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第八条第一項中、「書留郵便をもつて」を削る。
第十二条中、「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十九号

山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

山口県吏員恩給条例施行規則（昭和三十二年山口県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中、「書留郵便をもつて」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則（平成十四年山口県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（土地の掘削の許可の申請）

第二条 省令第一条第一項の申請書は、土地掘削許可申請書（別記第一号様式）によらなければならない。

第三条中「法第五条第二項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請」を「省令第二条の申請書」に改める。

第四条から第十条までを次のように改める。

（土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認の申請）

第四条 省令第三条第一項の申請書は、法人合併承認申請書（別記第三号様式）又は法人分割承認申請書（別記第三号様式）によらなければならない。

（土地の掘削、増掘又は動力の装置の許可を受けた者の相続に係る承認の申請）

第五条 省令第四条第一項の申請書は、事業承継承認申請書（別記第四号様式）によらなければならない。

（工事の完了又は廃止の届出）

第六条 省令第五条の届出書は、工事完了届（別記第五号様式）又は工事廃止届（別記第六号様式）によらなければならない。

（増掘又は動力の装置の許可の申請）

第七条 省令第六条第一項の申請書は、ゆう出路増掘許可申請書（別記第七号様式）又は動力装置許可申請書（別記第七号様式）によらなければならない。

（温泉の利用の許可の申請）

第八条 省令第七条第一項の申請書は、温泉利用許可申請書（別記第八号様式）によらなければならない。

（温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認の申請）

第九条 省令第八条第一項の申請書は、法人合併承認申請書（別記第九号様式）又は法人分割承認申請書（別記第九号様式）によらなければならない。

（温泉の利用の許可を受けた者の相続に係る承認の申請）

第十条 省令第九条第一項の申請書は、事業承継承認申請書（別記第十号様式）によらなければならない。

第十二条を第十六条とする。

第十一条第二項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十五条とする。

第十条の次に次の四条を加える。

（温泉の成分等の揭示の届出）

第十一条 省令第十一条の届出書は、温泉成分等揭示届（別記第十一号様式）又は温泉成分等揭示内容変更届（別記第十一号様式）によらなければならない。

2 前項の届出書には、温泉成分分析機関が作成した温泉分析書の写しを添付しなければならない。

（温泉成分分析機関の登録の申請）

第十二条 法第十九条第二項の申請書は、温泉成分分析機関登録申請書（別記第十二号様式）によらなければならない。

（温泉成分分析機関の登録の申請事項の変更の届出）

第十三条 省令第十五条第一項の届出書は、温泉成分分析機関登録申請事項変更届（別記第十三号様式）によらなければならない。

（温泉成分分析の業務の廃止の届出）

第十四条 省令第十六条の届出書は、温泉成分分析業務廃止届（別記第十四号様式）によらなければならない。

別記第一号様式の添付書類「中」「土地の」を「地所を明示した図面及びその」に改め、同添付書類に次のように加える。

4 その他（ ）

別記第一号様式中「第9条第2項」を「第2条第2項」に改める。

別記第六号様式に「(第10条関係)」や「(第14条関係)」、「第17条第1項」や「第21条第1項」のほか、回遊式を別記第十回遊式とす。

別記第九号様式に「(第9条関係)」や「(第13条関係)」、「第16条」や「第20条」のほか、回遊式を別記第十三号様式とす。

別記第八号様式に「(第8条関係)」や「(第12条関係)」、「第15条第1項」や「第19条第1項」のほか、回遊式の添付書類5に「第15条第4項各号」や「第19条第4項各号」のほか、回遊式を別記第十二号様式とす。

別記第七号様式に「(第7条関係)」や「(第11条関係)」のほか、回遊式の添付書類に「温泉成分等揭示届」や「温泉成分等揭示内容変更」を示し、「揭示の内容を変更」し、「第14条第3項」や「第18条第4項」を示したい。

「温泉を公共の浴用又は飲用に供する場	施設名 所在地	「温泉を公共の浴用又は飲用に供する場	名 称 所在地
	や		のほか、回遊式を別記

第十一号様式とす。

別記第六号様式に「(第6条関係)」や「(第8条関係)」、「第13条第1項」や「第15条第1項」

「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場	名 称 所在地
------------------------	---------------

「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場	名 称 所在地
------------------------	---------------

改め、回遊式の添付書類に「第13条第2項各号」や「第15条第2項各号」のほか、回遊式書類を回遊式書類として、回遊式書類2の面2次のように加える。

- 1 飲用の許可の申請の場合にあっては、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類
 - 2 別記第六号様式の添付書類2次のように加える。
 - 3 その他 ()
- 別記第六号様式を別記第八号様式として、同様式の次に次の二様式を加える。

第9号様式（第9条関係）

法人合併承認申請書

年月日

山口県知事様

郵便番号
申請者 主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名
(電話局番)

下記のとおり合併により温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けた
いので、温泉法第16条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

許可の年月日及び番号	年月日	指令第	号
温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設	名称		
	所在地		
合併により消滅する法人又は分割前の法人	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設を承継する法人	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
合併又は分割の予定日	年月日		

山口県収入証紙はリ付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面
- 注 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成19年10月12日 山口県

第10号様式（第10条関係）

事業承継承認申請書

年月日

山口県知事様

郵便番号
申請者住所 氏名
(電話局番)

下記のとおり温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けたいので、温泉法第17条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

許可の年月日及び番号	年月日	指令第	号
温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設	名称		
	所在地		
被相続人	住所		
	氏名		
被相続人との続柄			
相続開始の日	年月日		

山口県収入証紙はリ付け欄
(消印しないこと。)

添付書類

- 戸籍謄本
 - 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - 申請者が温泉法第15条第2項第1号又は第2号に該当しない者であることを誓約する書面
- 注 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第五号様式中「(第5条関係)」を「(第7条関係)」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同様式の添付書類一中「場所の」を「地点を明示した図面及びその」に改め、同添付書類二中「第9条第2項」を「第11条第2項」に改め、同添付書類に次のように加え、同様式を別記第七号様式とする。

3 その他 ()

別記第四号様式中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に、「第6条第1項」を「第8条第1項」に、「第9条第2項」を「第11条第2項」に

「廃止の理由」を

「廃止の理由」	
備考	

改め、同様式の注に次のように加え、同様式を別記第六号様式とする。

3 土地の規制の工事により温泉が湧き出した場合は、「備考」欄にその旨を記入すること。

別記第三号様式中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に、「第6条第1項」を「第8条第1項」に、「第9条第2項」を「第11条第2項」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第二号様式の次に次の二様式を加える。

第3号様式 (第4条関係)

法人合併承認申請書

年月日

山口県知事様

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 (電話番号)

土地の掘削
地下の掘削
増掘の増掘の許可を受けた者の地位の承継の承認を受
けたいので、温泉法第11条第2項において準用する同法第6条第1項の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

許可の年月日及び番号	年月日	指令	第	号
許可に係る土地	所在地及び地番			
	地目			
合併により消滅する法人又は分割前の法人	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
合併又は分割の予定日	年月日	年月日	年月日	

山口県収入証紙はり付け欄

(消印しないこと。)

添付書類

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 注 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第4号様式 (第5条関係)

事業承継承認申請書

年月日

山口県知事様

郵便番号
申請者 住所
氏名 (電話番号)

土地の掘削
地下の掘削
増掘の増掘の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けたいの
で、温泉法第11条第2項において準用する同法第7条第1項の規定により、関係書類
を添えて申請します。

記

許可の年月日及び番号	年月日	指令	第	号
許可に係る土地	所在地及び地番			
	地目			
被相続人	住所			
	氏名			
被相続人との続柄				
相続開始の日	年月日	年月日	年月日	

山口県収入証紙はり付け欄

(消印しないこと。)

添付書類

- 戸籍謄本
 - 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により土地の掘削、ゆう出路の増掘又は動力の装置の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - 申請者が温泉法第4条第1項第3号又は第4号に該当しない者であることを誓約する書面
- 注 申請者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附 則
この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。

山口県子育て文化審議会規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十一号

山口県子育て文化審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例(平成十九年山口県条例第四十六号)第十七条第四項の規定に基づき、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会の会議は、会長が招集する。

4 部会の議長は、部会に属する委員が互選する。
5 前条第三項及び第四項の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、健康福祉部ことも未来課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十二号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十条(見出しを含む。)中「別表第三十三号の二」を「別表第三十三号の二」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十三号

優良宅地等の認定に関する規則の一部を改正する規則

優良宅地等の認定に関する規則(昭和四十九年山口県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十一条の第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の第二項第十五号八、第六十二条の三第四項第十五号八」に改める。

第五条第一項中「第三十一条の第二項第十四号八又は第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の第二項第十五号八又は第六十二条の三第四項第十五号八」に、「第三十一条の第二項第十四号又は第六十二条の三第四項第十四号」を「第三十一条の第二項第十五号又は第六十二条の三第四項第十五号」に改める。

第八条第一項中「第三十一条の第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、同項ただし書中「第三十一条の第二項第十五号二又は第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の第二項第十六号二又は第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、同項第一号中「第三十一条の第二項第十五号二又は第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の第二項第十六号二又は第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

「第三十一条の第二項第十四号八、第六十二条の三第四項第十四号八」を「第三十一条の第二項第十五号八又は第六十二条の三第四項第十五号八」に改める。

「宅地造成工事規制区域」	災害危険区域	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
区域内・区域外	区域内・区域外	区域内・区域外	区域内・区域外

「宅地造成工事規制区域」	災害危険区域	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害特別警戒区域
区域内・区域外	区域内・区域外	区域内・区域外	区域内・区域外	区域内・区域外

「第三十一条の第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二」に改め、同様式の例の注「か」の「第三十一条の第二項第十五号二又は第六十二条の三第四項第十五号二」を「第三十一条の第二項第十六号二又は第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成十九年十月十二日印刷
平成十九年十月十二日発行

発行人所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)